

平成21年度 自治会長など決まる

(敬称略)

自治会名	自治会長	衛生委員	防犯委員	教育推進員	農会長
原	切通 明男	前 健策	原 廣司	上田 昇	北中 昭夫
内馬場	鍋谷 将	野木 昌司	野路 修	野木 洋一	尾崎 勝美
民田	佐古 武典	西中 勇夫	熊井 清	西村 直樹	熊井 智明
上阿古谷	仲井 常雄	今中 基二	仲上 貴	池田 清美	仁部 寿夫
下阿古谷	仲井 徳	井谷 悦司	北中 修一	安達 泰史	井谷 守
北田原	西角 秀男	坂本 正博	坂本 正博	守殿 敏治	小東 泰崇
南田原	森中 清宏	松原 健一	松原 弘和	住野 敦浩	松原 克彦
北野	上田 和貴	杉本 直や	福高 文夫	福田 博一	井田 静夫
紫合	中西 照夫	岸本 治男	加治 正司	柳川 隆雄	村田 正和
柏梨田	福田 善夫	福本 貞三	西浦 幸男	福田 善夫	福本 森三
上野	倉田 忠男	巽司 正博	奥田 稔	中井 重樹	北澤 英雄
広根	川上 清	加茂 晴信	北浦 征一	増田 耕一	北山 義和
鎌山	橋本 健吾	橋本 利彦	大江 孝明	橋本 文彦	小林 勉
猪瀬	今中 正	新宅 忠輔	今中 國雄	上神 善太郎	浅沼 浩
肝川	仲野 享三	前田 隆司	瀬之上 昇	車 宏	上東 武司
釜組	橋本 正一	橋本 健	福田 富夫	高岡 和也	高岡 豊
猪名川荘苑	森 保夫	田中 良子	岡田 美代子	太田 美貴子	—
猪名川台	星加 春幸	寺浦 狂司	中西 和子	修家 龍一	—
松尾台	岡崎 朋章	津田 成一	和田 修二	太田 はるよ	—
伏見台	亀川 公昭	三宅 誠慈	浅井 宏一	福永 忠秋	—
若葉	桑江 朝武	山下 ひとみ	前川 早苗	十河 和子	—
白金	坂井 征雄	磯村 久夫	細川 利和	久保 美知子	—
広根ニューハイツ	山下 武二	中西 雅子	谷口 晴重	大塚 千賀子	—
パークタウン東	辰井 恒和	橋本 由也	主税 英光	木藤 純子	—
つつじが丘	小川 紀之	杉本 恵津子	井口 満	安田 智香子	—
万善	福原 達夫	島本 清次	土橋 真人	下條 一弘	西浦 渉
磯並	大嶋 博	蔵本 忠男	中島 隆志	加味 秀明	吉村 一規
木津	中井 守	高石 肇	中井 守	水島 直樹	後 利彦
木津上	辰巳 昌男	肥爪 康弘	八幡林 肇	林 一幸	石田 三幸
木間生	仲 秀雄	前西 健明	南 隆志	仲 輝行	仲 守
柘原	家門 正一	田中 仁志	家門 保功	岡 勝彦	古南 英夫
林田	奥西 義延	乾 弘明	大西 正人	山畑 道雄	前西 隆彦
笹尾	古尾 一夫	山崎 潤	平井 壮	久保 直之	仲上 孝夫
清水	住田 正利	安井 政美	井上 昭夫	福井 和夫	福井 雅昭
清水東	井上 明広	岡本 一美	本上 正人	井上 敏彦	井上 清隆
仁頂寺	奥村 眞事	北森 達彦	福井 敏彦	奥村 一夫	福井 博一
島	橋村 芳之	山田 昇次	真鍋 久廣	水島 崇	植村 博行
鎌倉	和田 富士夫	中林 仁志	中村 太治	来福 哲雄	中村 寛巳
杉生	中尾 秀一	野口 清	山口 佳秋	山口 慎子	奥西 健治
西畑	和田 正人	荒井 義晴	西谷 八郎治	芝 昌美	荒井 肇
柏原	森本 保	森内 武夫	堂ヶ平 幸夫	田中 勝	柳谷 勝則
万善荘	松田 義勝	高森 敬太郎	高森 敬介	岩井 孝夫	—
東山	佐々木 敬二	内田 勇	内田 勇	吉宗 結司	—
猪名川グリーンランド	河村 信義	花岡 中	信濃 清治	平井 敦	—
旭ヶ丘	矢藤 義宏	塚本 恵子	倉藤 壽雄	西山 宇一	—
尾花	青山 一郎	石井 金夫	岡本 正郎	泉 啓二郎	—
ハウディ猪名川	河内 浩	市坪 秀昭	市坪 秀昭	萩原 貴登志	—
川向	田中 卓二	濱口 慶司	松井 三木夫	國戸 靖彦	—
アイディタウン笹尾	秋田 昌範	小松 恵一	吉田 友治	山本 健一	—

※この名簿は自治会から提供された名簿を基に作成しました

町税の「休日納税窓口」を開設します

平日に税金の納付が困難な人を対象に町税の「休日納税窓口」を次のとおり臨時に開設します。

開設日時 奇数月の最終日曜日(下表参照)
開設時間 午前9時～午後5時

開設場所 日生住民センター
取り扱い業務 町税の収納、町税に関する納税相談など
問い合わせは、税務課 82へ。

5月31日(日)
7月26日(日)
9月27日(日)
11月29日(日)
1月31日(日)
3月28日(日)

青春のポップス
ザヒットパレード
同窓会コンサート

の催し

とき 6月28日(日)
開演 = 午後3時(開場 = 同2時30分)
出演者 三田明・園まり・佐川満男・田辺靖雄・九重佑三子
ところ 文化体育館
入場料 前売 = 1階席4,500円・2階席4,000円
就学前のお子様のお断りします
お体の不自由な人は、身体障害者手帳や療育手帳などの提示で、入場料を1割引します。ただし、上記の割引は文化体育館、日生・六瀬住民センター、ふるさと館でのみ取扱います
問い合わせは、文化体育館(766-7400)へ。

事例 新聞の勧誘員から「最初の3カ月の新聞購読代金は無料にする」といわれ、2年間の購読契約をしました。1カ月前の新聞の方が読みやすいういので前の新聞に戻すように言われました。販売店に「解約したい」と申し出たところ、「契約は成立しているので購読期間を守ってほしい」と断られました。購読を解約したいのですが、どうにかありませんか?

アドバイス 新聞の契約方法には購読期間を定める方法の2つがあります。期間を定められない契約はいつでも購読期間の代金を支払えばやめることができます。しかし、期間を定めて契約した場合には相手の了解がなければ一方的に契約を解除することはできません。新聞の購読勧誘時には「を差し上げますか」

ら「カ月とってくださいます」と提供されるのは認められていません。公正取引委員会と新聞業界は規約により新聞販売にともなう「景品」は6カ月分の購読料金の8%、月極3925円なら1884円まで上限金額を定めています。この上限を超える景品の提供や「カ月は新聞代をサービスします」などの無料購読のサービスは禁止されています。今回の場合は違反した契約なので1カ月分の購読料を支払って解約するのが妥当と考えます。

新聞勧誘時には無料の購読紙のほかに商品券や洗剤、ビール券など基準を超える景品付で契約し、後から解約をめぐるとらブルが後を絶ちません。契約日を含めて8日以内であれば無条件で解約できるクーリング・オフ制度を利用することもできますが、この期間を過ぎると解約交渉は大変です。

トラブル防止の為に、景品に惑わされないで家族とよく相談し慎重な新聞選びが大切です。特に長期契約や購読開始が何カ月、何年先の契約はやめましょう。

疑問な点は、消費生活相談コーナー(766-1110)へ。



新聞購読契約での不当な景品付き勧誘